

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年2月17日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月17日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、オオヤマさん。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

本日の委員会で、議題外ではありましたが、柏崎刈羽のID不正利用について、委員の間で議論されましたけれども、既に非公開の臨時会でも議論された内容かとは思いますが、改めてその公開の会合でこうした議論を行った趣旨について教えてください。

○更田委員長 御質問にあるように、非公開、セキュリティー事案ではありますので非公開の委員会で議論したところではあるのですが、国会答弁ではその公開できる部分について答弁をしているわけですが、第三者からすれば、委員会での議論よりも答弁が先行する形になりました。月曜日の衆議院予算委員会で答弁をしているときに、委員会で議論した内容ではあるのだけど、改めてやっぱり公開の委員会で、それに各委員とも公開の委員会でこそ発話されたいこともあるのではないかということで、改めて各委員の見解を、答弁の内容を御説明して、それについてどう思われるかというのを聞いた次第です。

○記者 分かりました。その中で、特に伴委員が東電の対応にかなり疑問を持ってらっしゃるような雰囲気趣旨で発言をされていましたが、その辺りについては、例えばその委員の間で何か意見の不一致があるのですとか、そういったことは特になのでしょうか。

○更田委員長 不一致というわけではないけれど、アプローチ、今後のアプローチといいますか手順については、5人それぞれ合意をしているからこそ、検査の中でまず事案の把握に努めていって、3月10日までに出されるであろう東電の報告書をまずしっかり見て、それで追加検査に入るといえることですが、温度に差があるのは事実かもしれない。私も東京電力の姿勢に関しては、少なくともこれまでのところに関しては、そうですね、相当に首を傾げている部分があります。ただ、情緒的な対応というのは仕事に結びついていけないので、まず核物質防護の観点から東電の防護策が十分なものである

かということはありませんけれども、今回の事案で言えばIDカードを盗用しようとする人が現れるということは、ある種、それがあってもできないようなシステムにしてあるはずで。一方、盗まれないようにというのもあったはずだけど、でもここまで、Aさん、Bさんまでのところまで想定しても、その後システムとしては、人のIDカードを持ってきても入れないようにシステムとしてなっていたのだけど、それを更に人為的に解除してしまったと。普通考えにくいところであって、東京電力は、はっきり核物質防護を強化したという、強化する、強化したと、はっきりした提案を持ってくるべきだと思うし、そうですね、なかなか今の時点では、表現がうまくまとまりませんが、何やってるのだという思いは強く持っていますね。

○記者 その辺り、委員長は今日の会合の中でも、東電の約束した継続的な向上ですとか、経営層との共有、経営層での速やかな情報共有ですとか、核物質防護に通じる点もあるのではないかというような発言をされていましたが、もう一度この辺り、この問題と、やはり東電の何か経営の体質ですとか、その辺りにやっぱり共通、何というのですかね、共有、共通する問題があるというふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 共通する要素はあるのだらうと思います。セーフティーにおける社長の責任。陣頭指揮を執って、そして速やかに情報に接して、更に言えば必要な投資をきちっと行うということが安全の上で求められていますけど、これらは全くセキュリティーでも同じことであって、社長はセキュリティーに関して最高責任者であって、事案に速やかに触れる。今回の場合は事案の報告は速やかに受けたようですけども、今後の対処に当たっては、陣頭指揮を執って、そして投資が必要であれば十分な投資をセキュリティーに対しても行うというのは社長の責任であると思います。そういった意味では、核物質防護規定の中身というのは明らかにできませんけれども、ただ、セーフティーに対して求めているようなことが、核物質防護規定においてもその規定の仕方において、核物質防護規定においても通じる場所は織り込んでいく必要があるのかもしれないですね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、フジオカさんお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

同じく柏崎刈羽の不正入室の関係なのですけども、地元の自治体などからはいろいろとその適格性、東電の適格性をもう一度問うべきではないかといったような声も上がっていたのですけれども、今日の定例会の議論の中では、委員長の方から審査をやり直すわけではなくて、飽くまでそのまま検査、追加検査の中で見ていった結果で議論していきたいという方向性が示されたと思うのですが、地元の声に応えた形というふうな御認識なのでしょうか。

○更田委員長 御地元の声といっても、例えば柏崎市長から要望という形で問いかけを頂

いて、これはどれも至極ごもっともな要望であるというふうに思います。ですからこの柏崎市長の問いかけに対して、これから十分答えられるような行動を東京電力も規制委員会、規制庁もしていかなきゃならないと思っています。

まず、これはセーフティーでも同じことですが、事案の内容を正確に把握すること。そしてその背景となる状況について、きっちり把握すること。それが規定違反であったときには、保安規定であろうと核物質防護規定であろうと、もう既に核物質防護規定に違反する事象と捉えているわけですが、そして東電の防護策に足らざるところがあると、であればこれは強化してもらわなきゃならないし、その過程で核物質防護規定を改める必要があるということであれば、これは防護規定の変更申請を求めるかどうか、そういった形になっていくのだらうと思います。

○記者 その上で、更に関連なのですけれども、東京電力の社内の方でその後の不正入室の問題も含み、工事が一部未完了だったということも、今年に入ってちょっとミスが相次いでいるということもあって、改革チームを設置してその根本原因の分析を進めるとしているのですけれども、一連の問題を受けて、東電にはどのような対応を委員長としては求めていきたいですか。

○更田委員長 しっかりしてくれ、ピリッとしてくれということではあるし、しかし東京電力と接していると、どうなのだろうな。最後は国が何とかしてくれるとかというのは、1F事故の反省でもあるのですね。これは原子力に特殊なものかどうか、私はちょっと何とも言いようがないですけれども、不始末や事故が起きたときに、最後は国が何とかしてくれると思うのであるならば、それは大間違いであって。しかも国と言ったときに、私たちは規制側であって、資源エネルギー庁に代表されるその政策を進める側があって。だけでも、これは大げさに言えばIAEAの安全原則に明確に記されているように、一義的な責任は事業者が負っていて、その一義的な責任を負っているという意識がどこまでなのだというような、ちょっとそういう疑問を感じてしまうようでは、なかなか先は難しいだらうというふうに思いますけどもね。

○記者 といいますと、例えばその一義的な責任というのが今少し問われているような状況にあるのじゃないのかというふうに、委員長としてはお考えなのでしょうか。

○更田委員長 これは今回の事例だけに限るわけではないですし、また東京電力だけに限るのではないだらうけれども、「国が」とあるとかというのが、せりふが最後に、常に出てくるようなところ。それから例えば、廃棄物の処分一つにしても、本来であれば主体が自ら先頭に立って、こうしたいのだ、大変申し訳ないけどこうさせてくれという先頭に立たなきゃいけないはずだけでも、私はここから改まってこなければいけないのだらうというふうに、実のところは思っています。つまり、先頭に立たない、ないしは情報の公開であるとか、規制当局と対立したって構わないのだけど、意見の発信であるとか。いつもこれまでの状況や、これまでの出てきた国側の議論をなぞったようなことしか言わないというところに頼りなさというか、を感じているところです。

○司会 はい。

そのほか、じゃあ、ヤマガタさん。その後、ツカモトさんに行きます。

じゃあ、ヤマガタさん、お願いします。

○記者 河北新報のヤマガタです。よろしくお願いします。

すみません、話題が変わってしまって恐縮なのですが、今日の委員会の最後に石渡委員のほうから言及のあった、先日の福島県沖地震の関連で伺いたいのですが。

もろもろデータなどを報告するようという指示がありましたけれども、改めてその狙いと、あと、何かしらそのデータが上がってきた後、委員間での議論になるのだと思うんですけども、その中に出てきた議論などを、今後の審査であるとか検査に何か反映されるお考えがあつての、まあ、そういうこともあつてのことなのかというところの確認をさせていただけますでしょうか。

○更田委員長 まだ今の時点で、具体的な反映というのは、なかなか難しいと思っています。ただ、あれだけ大きな地震でしたから、私たちは常に全ての一定規模以上の地震に関して、情報を収集しようとしている。特に、自然現象に関しては、実験で再現できるものではありませんから、不幸なことではあるけれど、一定規模の地震というのは情報を蓄積していく、大変重要な機会です。そういった意味で、あの2月13日の地震についても、データであるとか各発電所での観測記録等々に関して、まず、きちんと収集しておくことが必要という観点で、石渡委員は述べられたのだと思います。で、その上で、新たな知見が得られたら、それが、どういう形で今後の規制に反映されていくかというのは、これはそれからの話だと思います。

まあ、本当に警戒事態って、久しぶりの警戒事態でしたので、観測記録以外にも、いろいろと振り返って、学べるところはあるのではないかというふうに思っています。

○記者 すみません。それから、ちょっと細かいところになるのですが、情報を収集する施設の地域的な範囲というのは、恐らく福島1F、2Fや女川辺りがメインになるかと思うんですけども、どの辺りまでの範囲を想定されておりますか。

○更田委員長 まあ、影響を受けた範囲だろうと思うのですが、ただ、少なくとも記録されていないところのデータをという意味はないでしょうけれども、あの停止している施設も含めて観測されている記録というのは、もう既に受けているものもありますし、今後必要があれば収集していくということだと思います。

○司会 それでは、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。正に今の質問を申し上げようと思っていたのですが、一応ちょっと確認なのですが、現段階での耐震性だとか津波対策だとか、そういったものが十分であるかどうかの検討は、データを収集して、新たに得られる知見が出てきたら考えると、そういう理解でよろしかったですか。

○更田委員長 まず、地震の規模から考えると、原子力施設の耐震性、審査において考えた地震の規模であるとか、そういった議論に影響が及ぶというのは、現時点で考えているものではありません。

ただ、まあ細かいところで波形記録等々を見ていて、それで応答がどうであるとか電波がどうであるとかということに関しては学びが得られるでしょうし、地震以外にも、先ほど申し上げたように久しぶりの警戒事態であったので、情報の伝達であるとか、それから、私たちも、ちょっと人数を把握していませんけど、13日中に集合しましたので、そういったときの参集であるとか、各機能班がどう機能したか、事業者とのやり取りがどうであったかといったところで、今の時点でももう、少し、ちょっと改善の余地がある部分というのは幾つか見つかっていますので、そういった意味で、地震は当然ですけど、地震以外にも、振り返って学べる場所というのはあると思っていて、それはきちんと整理して改善しなきゃいけないというふうに思っています。

○記者 今に関連してなのですが、委員会でも、その理想どおり、でしたっけ、ちょっと文言を忘れてしまいましたけど、うまくいった部分とちょっと改善の余地がある部分、警戒態勢のところに関して言及がありましたけど、何か今の時点で、委員長の頭の中に、ここはちょっとなと思ったところが何かこう思い浮かんでいるのでしょうか。

○更田委員長 警戒事態になったらすぐ出動というわけではないのですが、警戒事態になったら、連絡を開通させなければならない組織があるんですね。JAEAとはすぐ連絡がついたのだけど、QSTとなかなか連絡がつかなかった。こういったところは改善点だというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ユイさん、お願いします。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

先日12日に地元で審査結果についての説明会が開かれたかと思います。その際、住民の方からは、適格性の有無について、よく分からなかったですとか、そもそもちょっと説明が難しかったというような意見があったと聞いています。もし報告を受けていけば、その説明会について、受け止めに伺いたいと思います。

○更田委員長 詳しい報告を受けているわけではありません。ただ、なかなか説明の難しかった部分、説明する側にとっても難しかった部分というのはあったように聞いています。特に、セキュリティー事案について言えば、IDカードの不正等についても、それは説明会が先にセットされていたので、そこに資料を加えて、なるべく分かりやすく御説明したつもりですけども、それでも核物質防護規定と保安規定の違いであるとか、そういったところはなかなか、これは、説明されても、いきなり理解というのは難しいだろうと思いますし、それから保安規定の中で、いわゆる適格性に係る議論というので、

そこへやはり焦点が当たるのは当然のことだろうと思うのですが、ここの辺りの説明は、なかなか説明する側にとっても難しかったのだろうというふうには思っています。

○記者 今言及のあった、その保安規定と核物質防護規定の違いというところにも少し絡んでくるとは思うのですが、先ほど委員長がおっしゃった社長の責任の部分について、速やかに、情報に接して把握して、社会に発信していくという、その部分。この部分は、保安規定での議論もあったと思うのですが、地元からはもうそれが保安規定に触れるのではないかと、抵触しているのではないかとという指摘が今もあります。その点どう整理しているか、改めて御説明をお願いします。

○更田委員長 やはり社長の責任をはじめとして、そういった部分というのは、核物質防護規定の中でも規定されているべきだったのではないかとというのは、まあ、まだ、まだこれからですけどね、議論はまだこれからですけども、核物質防護規定に不備があったかもしれないというところは、当然これから議論の対象になってくるだろうとは思いますが。

○記者 確認なのですが、その核物質防護規定の中では、今の時点では、社長の責任、経営層の責任みたいなものは、定義はされていない。

○更田委員長 核物質防護規定に関しては、まるまる、何と申しますかね、核物質防護規定って、目次を見ただけでも、ちょっと、これは話せないというようなものなのですが、ただ、この点に関してはお答えしても差し支えないと思いますけども、今の核物質防護規定の中には、保安規定の、社長の責任であるとか、投資を惜しまない云々というようなものは、今の核物質防護規定には含まれていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、隣、スズキさん。

○記者 新潟日報のスズキです。よろしくお願いいたします。

先ほどのユイさんのやつに関連するのですが、住民説明会などでも、あと柏崎市議会の議員の皆さんからも、いろいろ異論ですとか疑問の声というのが非常にあったわけで、実際、立地している地域の住民の方々と同じような思いを持っていらっしゃるのかなと思うのですが、当然これ、保安規定と核物質防護の話というのはあるとはしても、こういう住民の疑問の声というか、そういったものに対して、原子力規制委員会、規制庁として、どういうふうに答えていくべきかというふうに思うのですが、その辺りについては委員長はどうお考えでいらっしゃいますか。

○更田委員長 うん。疑問の声が当然のことであって、情緒的に言えば、私だって疑問を持っています。先ほど、「何してるんだ？」と言いかたをしましたが、ただ、まあ、やっぱり法律で定められた権限を執行しているので、情緒的にこれも気に入らないということとその権限を執行するわけにはいかない。まずは核物質防護の防護が十分なもの

であったかというものを捉えにいくけども、その過程でどんなことが出てくるか。で、更に言えば、保安規定を認可するときの前提に影響を与えるような事案が、あるいは内容が出てきたら、それは核物質防護規定にとどまらず、保安規定に影響が及ぶことだってあり得るだろうとは思いますが。

○記者 すみません。それから、あともう一つ確認なのですが、先ほどの核物質防護規定の中で、社長の責任ですとか投資を惜しまないという部分は入っていないということですが、これは東京電力だけではなくて、他の電力会社も含めて、同じような規定になっているということですか。

○更田委員長 あの部分は東電スペシャルですので、そういった意味で。保安規定についてもそうですけども、保安規定は公開されていますので調べていただければと思いますが。保安規定が、他社のものとやっぱり同じでいいのかという問いかけが、柏崎刈羽、それから東京電力に対してあったわけですね。事故の当事者が再び原子力発電所を運用するという点に関して、やはり東電スペシャルが必要だろうと。本来であれば、東京電力が自ら反省し、自ら態度を示して、そんなスペシャルがない状況が生まれていればまた話は別かもしれないけど、やはりあの保安規定、設置許可、保安規定より遡って、設置変更許可の段階で、このまま東京電力にというところで、委員会としての議論を通じて、やはり東電ならではの約束が必要だろうということで、設置許可時に、社長とのやり取りで、いわゆる七つの約束。で、七つの約束を、やはり、何といいますかね、インフォーマルなやり取りで済ませてしまっても形にならないので、じゃあこれをきっちり保安規定に織り込んでもらいましょうと。ただ、今、核物質防護規定にそれが織り込まれているわけではないので、それは今後の議論だと思います。

○記者 そうしますと、もし仮にそれが、じゃあ盛り込もうということになると、それはその核物質防護規定の中でも、それはまた東電スペシャルというふうな形になってくるということですか。

○更田委員長 そうですね。

○記者 それは必要だというふうに、今段階で御認識をお持ちでいらっしゃるのですか。

○更田委員長 事故の当事者で、かつ、今回のID不正利用って、他社に例のないような話なのですよね。で、セーフティーであれだけの事故があつて、セキュリティで、ちょっと他社でも考えにくいような事例があつて、どちらも、たまたま東電って。たまたまと言うのは、不謹慎ですよ、そういう意味で。まあ、この事例は十分に東電スペシャル、東電特例というものを考えざるを得ないようなものだと思いますし、これは委員会の意見ではまだありませんけど、私は、核物質防護に関しては、具体的な対処も東電に重ねてもらいたいと思っています。

社長の責任であるとか連絡であるとか投資を惜しまないというのは、ある意味抽象的な対処ではありますが、核物質防護に関して言えば、例えばIDカードの情報は、再登録したら、そのIDカードは数時間使えないとかね。要するに、書き換えて、すぐ入

れてしまうことが問題なわけですから。でも、通常はそういう安易な書換えというものはないだろうと思われていて、他の事業者ではそれが通じるかもしれないけれど、東京電力のは実際やったわけなので。私は、具体的な核物質防護策の強化を東京電力に対して求めたいと思っています。

○記者 すみません。最後に確認なのですが、そうしますと、一応この間の保安規定の中でも、いわゆる適格性というところを担保するために社長の責任とか、そういったものを盛り込んだわけですが、そうすると、今度、核物質防護規定の中でも、同じように東電のいわゆる適格性というのを担保するようなものにしていくというふうなお考えでいらっしゃるのですか。

○更田委員長 適格性というのは、なかなか定義しづらい、更に言えば定義されているわけではない漠然とした言葉ですけど、核物質防護も適格性の一部です。つまり、原子力発電所を運用する資格があるかどうかという意味では、きちんと設計して、きちんと建設して、そして、きちんと運用する。その運用の中には、セーフティーに関する運用もあるけど、当然セキュリティーに関する運用もあるわけで、核物質防護にしっかりしているというのは、適格性の十分重要的な要件だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさん、お願いします。

○記者 すみません。共同通信のヒロエです。

先ほどの質問に関連してなのですが、核物質防護で強化を求めるというのは、その間は、審査が増えるという理解でいいのでしょうか。核物質防護の強化を新たに東電に求めたほうがいいのかという御意見がありましたけど、それは審査がまた今後延びていくという。

○更田委員長 審査というか、核物質防護規定の強化が、核物質防護——じゃない、核物質防護の強化が、防護規定の変更を伴うようなものであれば、防護規定を改めて申請してもらって、審査をする必要があります。また、核物質防護規定は、まあ保安規定もちよっと構造は似ていますけども、下位文書で定める具体的な方策については、下位文書で定めることができる形になっているので、下位文書の変更でとどまるようであれば、核物質防護規定は変えないで済むということもあり得ます。これは、これからの東京電力の提案。まずは、これ、こちらが何をしろと、どんどん先に言うのではなくて、東京電力が明確に強化できましたという提案をしてくれることを期待していますし、まずは、それは、東京電力の考えを聞こうと思っています。それが3月10日に間に合えばと思っていますけれど。

○記者 確認ですけど、3月10日に、今、ボールを東京電力に投げている、その中の回答で、核物質防護の規定についても、より強化の内容を求めたものを出してくるという、

そういうことを考えている。

○更田委員長 期待はしていますけども、それがすぐにできるかどうかは分からない。しかも、3月10日までの報告が不十分なものであれば、更に続けて検査に入りますし、検査に入った上で、追加の指摘をするということは考えられます。

○記者 追加検査にも入ることですし、核物質防護規定の見直しを求めている中で、3月になったら燃料装荷というのを東京電力は考えていると思いますけど、それは何かちょっと時期尚早のような気がしてきましたけど、その辺りいかがでしょうか。

○更田委員長 私もそう思います。

○記者 じゃあ、燃料装荷も、もうちょっとスケジュールを考え直したほうがいいよということですか。

○更田委員長 はい。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、クワバラさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のクワバラです。

ちょっと1点だけ確認で、核物質防護規定の東電スペシャルというのは、やっぱり3月10日の東電の回答なり、その後の追加検査の結果によって検討するという、そういう理解でいいということですかね。

○更田委員長 そう思います。ちょっと先の議論だと思います。少し先走ってお話をしていきますけれども、まずは、東京電力がどう受け止めて、どういう対処を取るかということについて聞いて、さらに、検査にも入りますし、検査の中では、いわゆるちょっと品証に相当するようなものについての確認も行いますので、そういった一連の確認を経た上で、それから、例えば地方事務所の検査官には、核物質防護に関しての訓練も受けて資格を持った者がいますので、例えば核物質防護でもその抜き打ち検査みたいなものは可能なのですね。いきなり入って行って、例えばロッカーに鍵がかかっているかどうか。そういったことも含めて検査を進めていきますので、そういった結果を受けた上で、今度はあの防護規定の議論に入っていくのだろうというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

それでは、本日の会見は、以上としたいと思います。ありがとうございました

—了—